

経営事項審査における保険加入状況の確認

経営事項審査における保険加入状況の確認 (①現行制度)

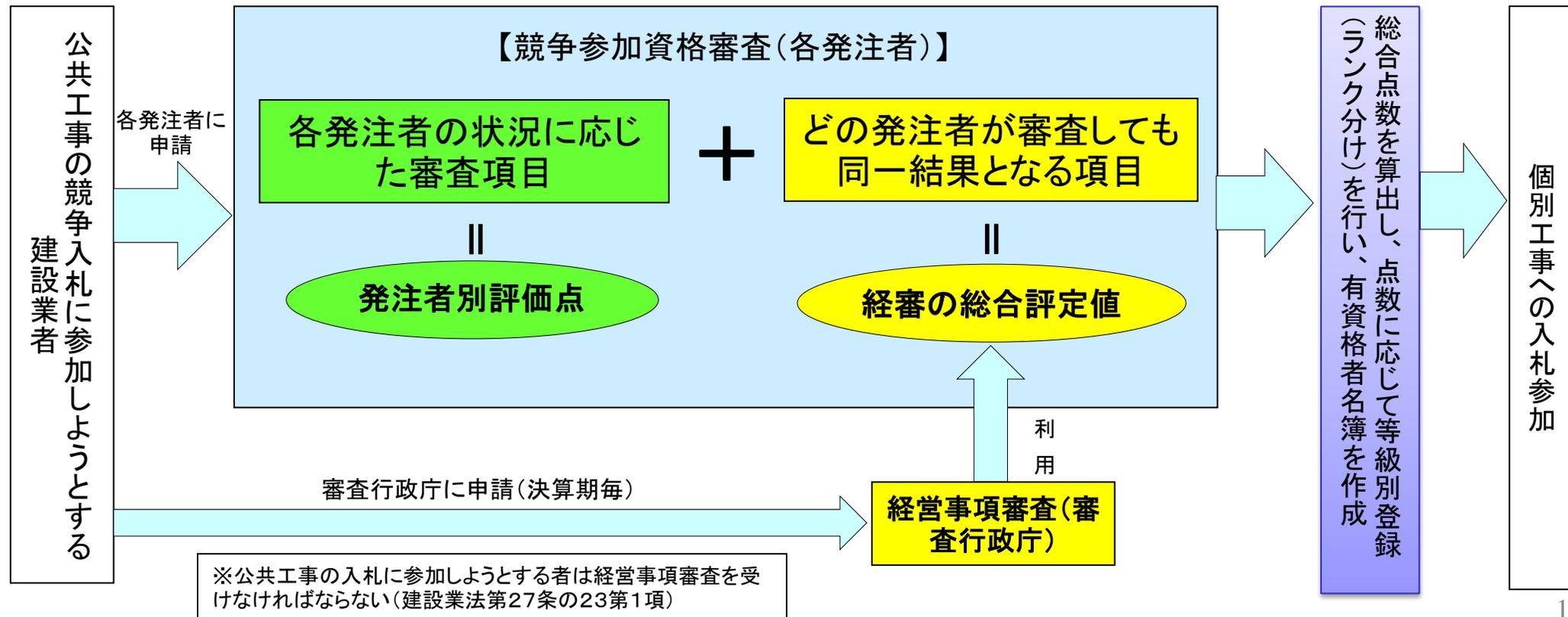
経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

○各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、審査行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価

→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**

○審査結果は、どの発注機関でも利用可能であり、発注機関ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減

→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



経営事項審査における保険加入状況の確認 (①現行制度)

経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	各項目の点数を9.5倍してW点を算出 最高点:1,900点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W$	最高点:2,134点 最低点:281点	平均:700点

その他審査項目(W)

①労働福祉の状況

- ①雇用保険加入の有無 (無:▲30点)
- ②健康保険及び厚生年金保険加入の有無 (無:▲30点)
- ③建設業退職金共済制度加入の有無 (有:+15点)
- ④退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 (有:+15点)
- ⑤法定外労働災害保障制度加入の有無 (有:+15点)

経営事項審査における保険加入状況の確認（②改正に向けた方向性）

検討の前提となる論点

○保険未加入企業排除に向けた施策全体の中で、経営事項審査制度が担うべき役割はどの程度か。

制度改正に向けた論点

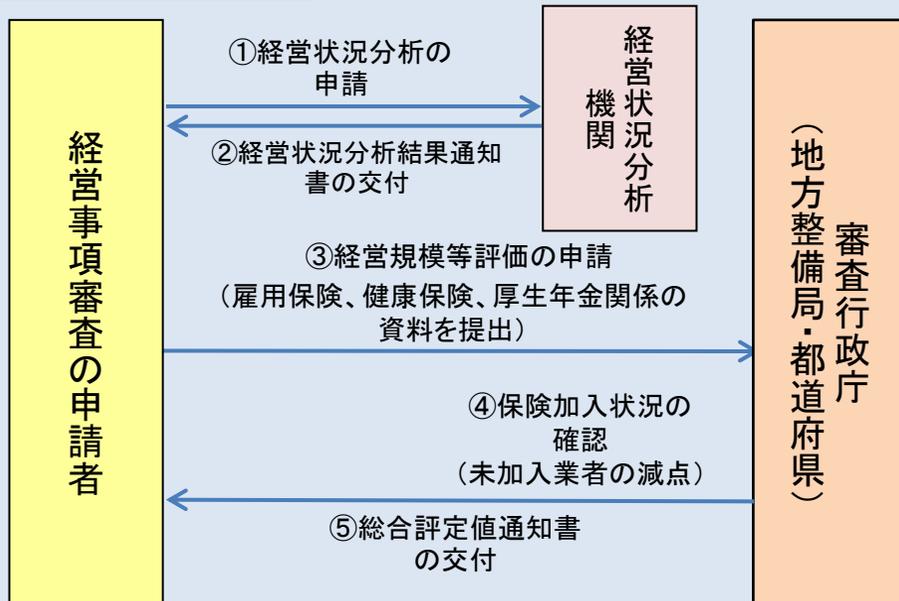
○保険関係の審査項目は(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を分けて計3項目とすべきか。

○保険未加入の確認書類の提出を企業単位で求めるか労働者単位で求めるか。

○上記の経営事項審査が担うべき役割を勘案した上で、保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大すべきか。その場合、どの程度拡大すべきか。また、各保険制度の事業者負担に応じた配点とすべきか。

※経営事項審査の基準改正については中央建設業審議会における審議事項

スキーム



未加入の場合の減点幅

現行

評価項目	雇用保険	健康保険及び厚生年金保険	合計
減点幅	▲30点	▲30点	▲60点
総合評定値(P点)への影響	▲43点	▲43点	▲86点

改正の方向性

・保険未加入企業排除対策における経営事項審査活用の意義や役割を踏まえつつ、改正により受審業者に見込まれる受注環境の変化にも留意しながら検討を進める。

経営事項審査における保険加入状況の確認（③検討課題）

主な検討事項

1. 確認書類

○保険加入状況の確認資料は、現行の書類で適切か。その他の書類の提出を求めることとするか。

・雇用保険：

①保険関係成立届	保険関係の成立時に提出する書類、事業主の名称、被保険者数等を記載
②雇用保険被保険者資格取得等通知書	被保険者氏名等を記載
③労働保険概算・確定保険料申告書	当該年度の保険料を申告する書類、被保険者数、保険料を記載
④保険料の納入に係る領収済通知書	納入保険料を記載

※現行は、③及び④の書類を中心に確認している。

※各労働者の氏名・保険番号・資格取得年月日を確認するためには、②の書類が必要となる。

・健康保険及び厚生年金保険：

①新規適用届	保険適用時に提出する書類、事業主の名称、従業員数等を記載
②資格取得確認および標準報酬決定通知書	被保険者氏名等を記載
③保険料の納入に係る領収証書・納入証明書	納入保険料を記載

※現行は、③の書類を中心に確認している。

※各労働者の氏名・保険番号・資格取得年月日・標準報酬月額を確認するには、②の書類が必要となる。